

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得がある方の 医療費の窓口負担割合が変わります

◆令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※¹で一定以上の所得がある方※²は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◆窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者のうち約20%です。

※¹ 65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※² 現役並み所得者（令和4年8月からの窓口負担割合が3割である方）は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	一定以上の所得がある方	2割
住民税非課税世帯の方		一般所得者	1割
		住民税非課税世帯の方	

被保険者全体の約20%



見直しの背景



- ◆令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、後期高齢者の医療費が大きく増えていくことが見込まれています。
- ◆後期高齢者の総医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代からの支援金（子や孫の世代の負担）であり、今後も増えていく見通しです。
- ◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

被保険者証の有効期限にご注意ください

- ◆令和4年度は、後期高齢者医療の保険証をもう一度新しい保険証に更新します。
- ◆9月中に、令和4年10月1日から使える新しい保険証をお届けしますので、ご自身の窓口負担割合が何割になるかは新しい保険証でお確かめください。
- ◆医療機関や薬局の窓口などで保険証を提示するときは、必ず「有効期限」を確かめましょう。



医療費窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ先

- 市保険課 保健・年金係 ☎ 31-0215
- 島根県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0852-20-7526
〈制度改正の背景等に関する問い合わせ先〉
厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719（フリーダイヤル）
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日 9:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休業）